○香南香美老人ホーム組合特別会計設置条例

平成１４年３月２６日

条例第４号

改正　平成18年2月22日　条例第1号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により、次に掲げる特別会計を当該目的のため設置する。

介護保険特別会計　　　介護保険事業

（弾力条項の適用）

第２条　前条に掲げる特別会計においては地方自治法第２１８条第４項の規定により弾力条項を適用することができる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月２２日条例第１号）

この条例は、平成１８年３月１日から施行する。